

## みえ国際展開推進連合協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、みえ国際展開推進連合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本県の国際展開を戦略的に推進するため、県内企業の海外展開、農林水産物をはじめとする県産品の海外輸出、外国人観光客の誘客、外資系企業の誘致等、国際展開を具体的に推進する団体等と相互に意見交換等を行うため、協議会を設立する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項について意見交換及び情報共有等を行う。

- (1) 三重県の国際戦略に関すること。
- (2) 海外ミッション団の派遣等国際展開の推進に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために知事が必要と認めること。

(構成)

第4条 協議会の委員は、知事及び次の各号に掲げる協議会等から推薦されたものを充てる。

- (1) 三重県企業国際展開推進協議会
- (2) みえ医療・健康・福祉産業国際交流推進会議
- (3) 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会
- (4) 三重県外国人観光客誘致促進協議会

(組織)

第5条 協議会に会長をおき、三重県知事を充てるものとする。

- 2 会長は、会議を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会には、必要に応じて参考人を招き、意見を聞くことができる。

(顧問)

第7条 協議会の助言者として、特別顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問及び顧問は、知事が委嘱する。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、雇用経済部国際戦略課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

一部改正 平成28年6月6日